

別表1 指定校変更取扱基準

取扱事項	摘要(添付書類)	承諾範囲
転居	住民異動の場合 (1): 異動した住所から学校までの距離が小学生については4km、中学生については6km程度の児童生徒の場合	最終学年終了まで
	(2): (1)を超える距離の場合	学期末または学年末まで
	(3): 小学校在学時に転居により指定校変更の許可を受け、中学校入学時に引き続き前住所地の指定中学校へ進学を希望する場合	最終学年終了まで
転居予定	希望学区への転居予定が明確な場合・住宅新改築等により学区外から通学する場合(建築契約書等)	その期間
身体的理由	身体虚弱等により通院治療を要する場合で、通院通学に便利な学校(診断書)	通院期間
出店又は営業所等	希望学校区に父母又は祖父母が経営する営業所等がある場合(出店又は営業証明等)	その期間
共働等	(1) 共働家庭又は、父子・母子の家庭で、父・母が働いていて、希望学校区に児童生徒の預かり所がある場合(在職証明書・預かり書)	共働きの間
	(2) 小学校在学時に共働きにより指定校変更の許可を受け、中学校入学時に引き続き預かり先住所地の中学校へ進学を希望する場合	最終学年終了まで
特殊学級	指定学校に特殊学級がない場合で、通学に便利な学校	最終学年終了まで
調整区域	指定された区域	最終学年終了まで
希望校に兄弟が在学中	兄弟が指定校変更の許可を受けている場合	最終学年終了まで
いじめ、不登校の解消	いじめ等により、指定校以外へ変更することで状況が改善されると判断される場合 (学校・保護者・児童、生徒からの意見書等、教育委員会で必要とする書類)	必要な期間
千代田小学校への通学区域外就学	(1)～(3)の全てに該当する場合 (1) 甲府市内に住所を有する児童 (2) 各学年2学級以上の学校を通学区域とする児童 (3) その他教育長が定める事項	最終学年終了まで
	千代田小学校への通学区域外就学の許可を受け、中学校入学時に千代田小学校の指定中学校へ進学を希望する場合	最終学年終了まで

湯田小学校 への通学	(1)～(3)の全てに該当する場合 (1) 甲府市内に住所を有する児童 (2) 住所地の指定小学校が山城小学校の児童 (3) その他教育長が定める事項	最終学年終了まで
区域外就学	湯田小学校への通学区域外就学の許可を受け、中学校入学時に湯田小学校の指定中学校へ進学を希望する場合	最終学年終了まで